

平成二十年一月九日提出
質問第三九〇号

北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第三四五号）を踏まえ、再度質問する。

一 二〇〇七年十二月十五日付の新聞による、北海道内の水産業者の投資・技術援助を前提に、国後島の水産会社ボズロジエニ工社がナマコ養殖事業を計画（以下、「養殖事業計画」という。）しているとの報道につき、「前回答弁書」では、「お尋ねの事実関係については、現在、外務省において調査を行っているところである。」との答弁がなされているが、「養殖事業計画」についての外務省による調査の進捗状況並びにこれまで得られた情報につき、説明されたい。

二 「政府答弁書」（内閣衆質一六八第八五号）で触れている、ロシアが発給するビザを受けて北朝鮮をはじめとする外国人労働者が北方領土に入り、国後島古釜布の裁判所の建設現場で働いている問題（以下、「外国人労働者問題」という。）について、「前回答弁書」では、「お尋ねの関連の情報については、報道等により、北方四島において第三国の国民等の労働者が建設作業に従事している等の情報を入手している。お尋ねの事実関係については、ロシア連邦外務省に対する申入れ等により確認に努めたが、公式に確認するに至っていない。」との答弁がなされているが、右答弁でいう「報道等」とは、新聞やテレビ等の

マスメディアによる報道以外に何を指しているのか説明されたい。

三 「前々回答弁書」（内閣衆質一六八第三一六号）では、「外国人労働者問題」について「外務省として、外交経路を通じた申入れ等によりお尋ねの事実関係の確認に努め、関連の情報を入手してきているが、これまでに公式に確認するに至っていない。」と、あたかも外務省自らの手足により関連情報を入手すべく活動しているかのような答弁をしていたが、二の答弁からすると、「外国人労働者問題」の事実関係についての確認は、報道が主たる情報の調達源であり、結局外務省としては自ら確認する手立てはないということか。

四 「外国人労働者問題」について、外務省は「前回答弁書」及び「前々回答弁書」等で繰り返し「公式に確認するに至っていない」と述べているが、何をもって「公式な確認」とするのか説明されたい。

五 北方領土問題の原点の地である根室市が二〇〇六年二月、「北方領土問題の解決に向けた取り組み 再構築提言書」を作成し、その中で北方領土隣接地域の復興対策の一つとして自由貿易ゾーン（経済特区）の形成を提言している。二〇〇七年十二月十日の質問主意書（第三一六号）でも触れたが、根室市による右提言に対する外務省の評価如何。

六 前回質問主意書でも触れたが、我が国固有の領土である北方領土へのロシアの実効支配が強まっている現実を前に、北方領土問題が解決するまでの間、北方領土への入域を行わない旨日本国民に対して要請している閣議了解の見直しを検討すべきではないかとの問いに対し、「前回答弁書」でも「政府としては、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。」と答弁しているが、最終的には歯舞、色丹、国後、択捉の四島の我が国への返還を目指し、いずれ北方四島が我が国に戻ってくるならば、我が国としても、我が国の高い技術を活かし、返還が実現する前に先行して北方四島に投資することは、我が国の国益を損ねることにはならず、ロシアの不法占拠、実効支配を牽制する上でも効果的であると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。